

【学力に関する証明書】

「学力に関する証明書」とは、1つの免許状について、

- ・『基礎資格（学位の種類、在学期間）』
- ・『教職に関する科目』
- ・『教科に関する科目』
- ・『教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目』

の修得単位を証明するものです。

在学中に修得した教職課程科目の単位を確認したり、免許状の交付申請をする際に、この証明書が必要になります。複数の免許状について取得単位を証明するためには、それぞれの免許状の「学力に関する証明書」が必要になります。

また、「学力に関する証明書」は、原則として在学時に所属した学部・学科等で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。

- ◆ 「学力に関する証明書」をご申請される際は、以下について可能な範囲で備考欄へ記入をお願いいたします。

① 証明書の使用目的

- 【例】 ・都道府県教育委員会に提出
※免許状取得要件を満たしており教育委員会に免許状の申請を行う場合など
- ・他大学に提出
※免許状の取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合など

② 取得済み免許状の有無（有る場合免許種等）

- 【例】 ・取得済免許状：有（中学校・高等学校教諭一種：家庭科）
・取得済免許状：無

③（新たに免許状を取得予定である場合）取得希望の免許種及び教科など

- 【例】 ・中学校教諭一種免許状（家庭科）
・小学校教諭一種免許状

④ 「学力に関する証明書」の作成様式について（新法様式・旧法様式など）

※教育職員免許法の改正に伴い、「新法（現行の平成28年改正法）」・「旧法等」と区別して呼び、これに応じて証明書の内容が異なります。適用法令は本学入学年度だけでなく、他大学等での単位修得状況などによっても変わりますので、提出先等へ事前にご確認ください。

- 【例】 ・新法様式希望
・旧法様式希望
・66条の6の部分のみ証明希望

⑤ 「学力に関する証明書」の免許種・教科等について

- 【例】 ・中学校教諭一種免許状（家庭科）
・小学校教諭一種免許状

なお、詳細確認のために、ご登録いただきましたお電話番号又はメールアドレスに直接ご連絡を差し上げることがございます。

ご不明なことなどございましたら、下記までお問い合わせください。

共立女子大学 教務課 教職担当
TEL：03-3237-2539
メールアドレス：kyomu@kyoritsu-wu.ac.jp